

# 2月4日から戸籍事務が

## 戸籍に使用されている文字の取扱いについて

市では、2月4日から戸籍事務をコンピュータで行うための準備を進めています。

平成3年1月から、民事局長通達により、結婚などで新しい戸籍を作る場合(コンピュータ化も含む)には、従来の戸籍に記載された氏名の文字で辞典等載っていない文字は使用できなくなりました。

これに基づいて、コンピュータ化した戸籍の文字は、常用漢字、人名用漢字、その他の漢和辞典に載っている文字で記載されます。

現在、戸籍に記載されている文字が、戸籍のコンピュータ化に際し新しい文字に置き換えられる対象の方には、告知対象者として、1月中旬に郵送でお知らせいたしますので、必ずご確認をお願いします。

(1) コンピュータ化に伴い、使用できない文字や辞典に載っていない文字のため、置き換えする文字の一部の例です。

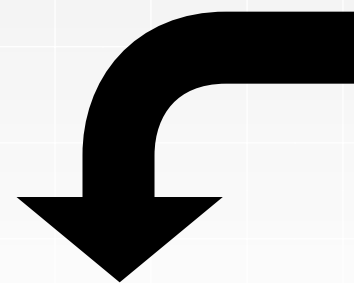
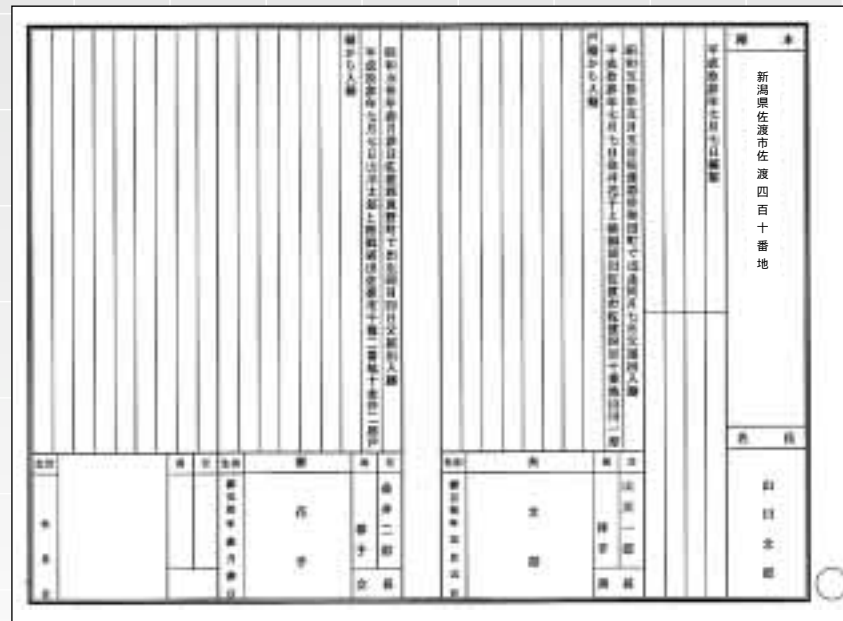
現在の記載	コンピュータ化後	現在の記載	コンピュータ化後	現在の記載	コンピュータ化後
邊	⇒ 邊	原	⇒ 原	齋	⇒ 齋
邊	⇒ 邊	静	⇒ 静	善	⇒ 善
藤	⇒ 藤	藏	⇒ 藏	泰	⇒ 泰
博	⇒ 博	濱	⇒ 濱	彌	⇒ 彌
真	⇒ 真	巖	⇒ 巖	滿	⇒ 滿

(2) 次の文字はそのままコンピュータ化される文字の一部の例です。ただし、本人の申し出により、次のように置き換えることもできます(告知書は郵送されません)。

現在の記載	本人の申請後	現在の記載	本人の申請後	現在の記載	本人の申請後
邊・邊	⇒ 辺	澤	⇒ 沢	惠	⇒ 恵
齋	⇒ 斎	吉	⇒ 吉	榮	⇒ 栄
崎	⇒ 崎	藏	⇒ 蔵	滿	⇒ 満

# コンピュータ化されます

戸籍謄本や  
戸籍抄本が  
見やすくなります



2月4日から佐渡市に本籍のある方の戸籍がコンピュータ化されることにより、

戸籍謄本 「全部事項証明書」  
戸籍抄本 「個人事項証明書」

にそれぞれ名称が変更されます。

従来使用していた紙の戸籍は「平成改製原戸籍」となり、そのデータは100年間保存されます。

なお、コンピュータ化後の戸籍には、従来の戸籍に記載されていた離婚などの一部事項や、死亡などにより、すでに除籍されている人に関する事項が記載されません。

また、本籍の番地に「の」表示がある場合もコンピュータ化後の戸籍には記載されません。

新しい戸籍の交付手数料は、これまでと同様に各1通450円です。

戸籍のコンピュータ化に関するお問い合わせは・・・  
佐渡市役所市民課戸籍市民係  
☎0259 - 63 - 5112  
もしくは各支所市民課  
市民係まで

